



Takanori &lt;grapejuic@gmail.com&gt;

## 労災申請につきまして

Taka.N &lt;grapejuic@gmail.com&gt;

2022年9月22日 14:47

To: web\_hoken@town.hakone.kanagawa.jp

箱根町役場  
福祉部/保険健康課  
労災担当者様

お世話になっております。野田頭 宣教です。

先日、弁護士法人愛知総合法律事務所所属の社会保険労務士 小木曾裕子氏の解任をご連絡させて頂き、別の社労士の方を立てると言う事でした。

しかし、いくつかの弁護士提携の社労士の方に相談した所、「紛争の可能性のある申請内容は弁護士以外行えない。」という事実を新たにやり取りしている社労士さんから伺いました、つきましては変わりの代理人の変更については社労士ではなく弁護士を労災申請として立てさせていただきます。

また、箱根町には修正していない内容を、労働基準監督署には社会保険労務士の小木曾自身が資料に変更を加えて提出している為、違法性のある申請内容なのかどうかのわかりません。

「紛争に関する申し立て等の情報開示は弁護士以外行えないとの事で、やり取りした内容で、こちら側の情報は小木曾自身は共有していますが、私の方で2・3度確認しても開示していませんでした。その職業上必要なこう言う理由で教える事はできませんと、私自身知らなかった為です。

もう、申請の方は行っているので違法性を問われれば仕方がなく、甘んじて裁判等は受けます。メールの見落としや、契約書に記載があつて忘れていたらこの限りでは無いですが。

ですが、通常通りやり取りをしていて、明確な違法性を明言するわけでもなく通常通り、内容をやり取りして、町や労働基準監督署が執拗に申請を行うかを問うてきたのは紛れもない事実です。

本申請の違法性は別として、申請自体は妨害を受ける様な謂れはないはずで、  
ですので、弁護士を今選定しており、申請を継続させる意向です。

ですので、いきなり弁護士が連絡してきたなどと驚かれないでください。

直前のやり取りでも、内容について違法性があるのかどうか？どの部分についても知り得ず、  
また、依頼主に告知がなかった為、今後の申請等について信用が肝心となるやり取りで、  
弁護士法人愛知総合法律事務所所属の社会法権労務士及び弁護士が代理人に立つ事は一歳ございませぬ。

また、正式に弁護士が依頼が決まり次第、今回の一連の行動含めて、代理人が行う予定です。

何卒、よろしく願いいたします。

返信は先日同様に不要です。

2022年9月21日(水) 16:57 Taka.N <grapejuic@gmail.com>:

[元のメッセージ非表示]